

埼玉県就学事務手続 実施要項

(令和7年9月1日版)

埼玉県教育委員会

目 次

I	趣 旨	1
II	埼玉県立特別支援学校における就学手続きの年間計画	3
III	障害の種類及び程度について	5
IV	就学・転学等の手続き	9
1	新たに就学または小中学校等から県立特別支援学校へ転学	9
(1)	年度当初の就学・転学	9
(2)	年度当初に病弱の県立特別支援学校へ新たに就学・転学	10
(3)	追加相談の場合	11
(4)	継続協議の実施について	12
(5)	年度途中で小中学校等から病弱の県立特別支援学校へ転学	13
2	年度途中で県外からの転居に伴う県立特別支援学校への転学	14
3	年度途中で病弱以外の県立特別支援学校へ転学	14
4	病弱の県立特別支援学校から小中学校等へ転学	15
5	年度当初に県立特別支援学校から小中学校等へ転学	16
6	年度当初に県立特別支援学校間の転学	17
7	年度途中で県立特別支援学校間の転学	18
8	県立特別支援学校から県外の学校へ転学	19
9	区域外就学（埼玉県から県外の特別支援学校へ）	20
(1)	入院及び施設入所等に伴うもの	20
(2)	年度当初に県外の特別支援学校へ（入院及び施設入所に伴うものを除く）	20
10	年度途中の区域外就学（県外在住の児童生徒が、入院及び施設入所等に伴い 埼玉県立特別支援学校へ区域外就学を希望した場合）	21
11	区域外就学の終了	22
12	国立特別支援学校、私立特別支援学校へ転学	22
13	病気療養児の訪問教育	23
14	指定校の変更	24
15	その他	24
(1)	県教育委員会と協議する場合	24
(2)	就学猶予又は免除する場合	24
V	就学相談及び就学事務に必要な様式一覧	25
VI	埼玉県立特別支援学校の通学区域	58
VII	埼玉県内にある特別支援学校及び相談機関等一覧	70

*小中学校等とは、小中学校及び義務教育学校のことである。

I 趣 旨

この実施要項は、障害のある幼児児童生徒が、県立特別支援学校へ就学する場合等の、就学・転学に係る相談及び就学に係る事務手続を遺漏なく行うために作成したものである。

就学先決定の在り方については、平成24年7月の中央教育審議会（中教審）答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正された。

またこの改正に伴い、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう、文部科学省が平成25年10月に「教育支援資料」を作成したが、令和3年6月に、障害のある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を変更した。

本実施要項を活用した手続を進めるにあたっては、これらの国の通知や資料の趣旨や内容を十分に踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援についての共通理解を深めることが大切である。

また、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、その時点で本人にとってよりよい学びの場を選択及び決定することの重要性について重ねてご留意いただきたい。

【平成24年7月中央教育審議会答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」のポイント】

- 就学基準に該当する障害のある子供は、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。
- 市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とする。
- 最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

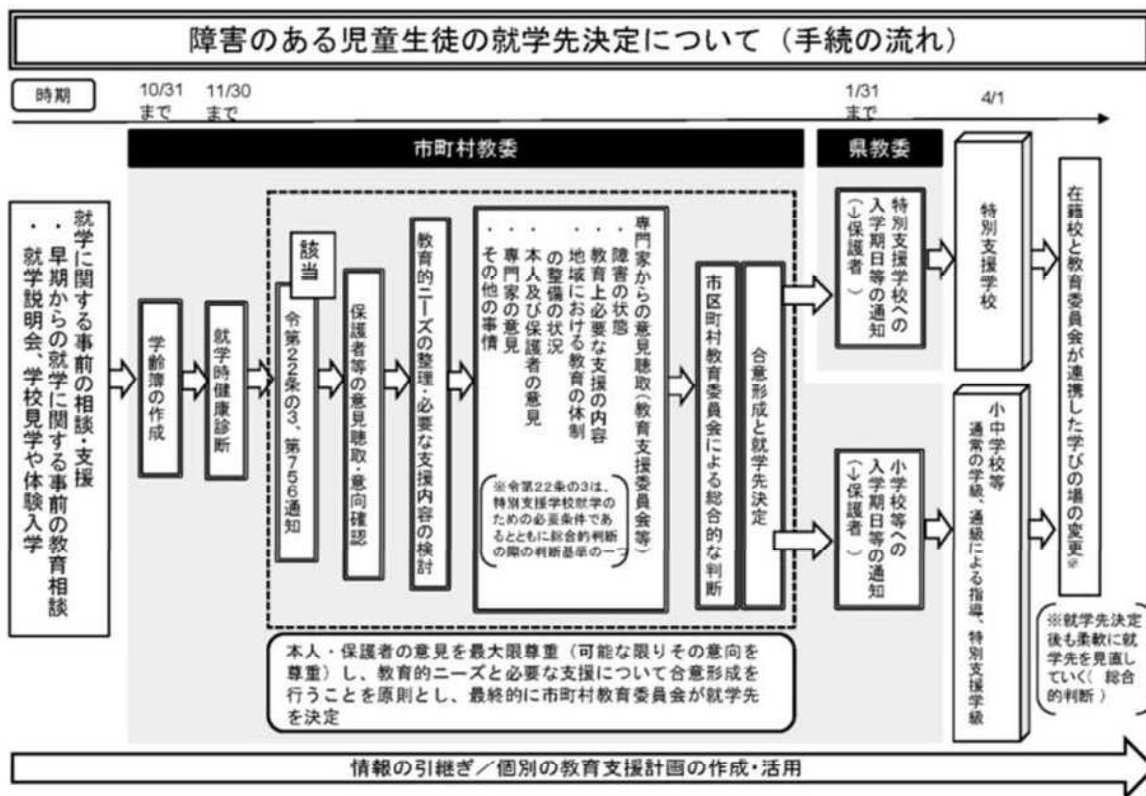
【平成25年9月1日付け25文科初第655号「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」の概要】

- 1 就学先を決定する仕組みの改正
市町村教育委員会における認定特別支援学校就学者*以外と認定特別支援学校就学者に対する通知について
- 2 障害の状態等の変化を踏まえた転学
障害の状態の変化、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等による転学の規定の整備について
- 3 視覚障害者等による区域外就学等
区域外就学等の規定の整備について
- 4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大
市町村教育委員会において、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことについて

※認定特別支援学校就学者…視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

【令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」の概要】

- 第1編 「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方を解説
- 第2編 従前からの、教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説
- 第3編 第1編の「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項を記載
- 別冊 医療的ケア児の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等について記載



文部科学省資料